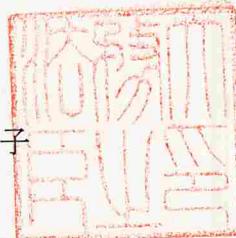


法務省保総第169号
令和3年4月16日

林弘法律事務所
弁護士 山中理司様

法務大臣 上川陽子



情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称	令和元年の御即位恩赦に際して、公職選挙法違反及び性犯罪の恩赦は一律に認めないことを決定した際の文書
2 審査請求に係る開示決定等	(1) 開示決定等の日付、記号番号 令和3年2月18日、法務省保総第38号 (2) 開示決定等をした者 法務大臣 上川 陽子 (3) 開示決定等の種類 不開示決定
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和3年2月22日（令和3年2月24日受領） (2) 審査請求人 山中 理司 (3) 審査請求の趣旨 処分庁の行政文書不開示決定（法務省保総第38号） の取消しを求める。
4 諮問日・諮問番号	令和3年4月6日（令和3年4月7日受付）・ 令和3年（行情） 諮問第138号

担当課等：法務省保護局総務課恩赦係
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
電話：03-3580-4111（内線：2622）
FAX：03-5511-7209